

33. 五街道の道しるべを巡り歩く その四「巡礼街道（順礼街道）」前編

前回は古市街道をご紹介しましたが、今回は南北に走る巡礼街道（順礼街道）です。

巡礼街道とは、西国三十三所観音巡礼の道を言います、ここでは、南河内の四番槇尾山施福寺から五番葛井寺の巡礼路の羽曳野、藤井寺の区域を紹介します。

ルートは、直接、施福寺から葛井寺に行く「すぐ路」と大坂を経由する「大坂廻り路」の大きく分けて二通りあります。「大坂廻り」は、東国の巡礼者が堺や大坂の見物や、四天王寺、住吉大社などに参詣するために遠回りをしています。

古市街道は、大坂に寄り道した人々が葛井寺へ参詣するために大坂から利用したので巡礼街道とも呼ばれていました。

下図は清寧天皇陵（白髪山古墳）文久山陵図（1867）です。『文久山陵図』は天皇陵の修陵前を「荒蕪(こうぶ)図」、修陵後を「成功(じょうこう)図」とし、修陵前後のようすを描いています。荒蕪図には幕末の陵墓の姿が描かれ、成功図には改造された、今につながる陵墓の姿が描かれています。



「荒蕪」図



「成功」図

巡 1

「荒蕪」図は、西南から見たものだが、墳丘上には手前の前方部の裾から濠（白髪池）を渡って順礼街道とよぶ西国四番札所の施福寺（和泉市）から五番札所の葛井寺（藤井寺市）へいたる参詣道が通っている。前方部西南隅には、ここが西浦村の出入り口にあたることから、地蔵堂も描かれている。『文久山陵図』には、「南西之方往還道二而」とあり、絵には建物と共に「地蔵」の文字も書きこまれている。

「成功」図でもわかるが、前方部に拝所が設けられ、墳丘全体が清寧陵とされたことから、前方部上を通過していた順礼街道は、現在みられるように拝所の西外側に移され、地蔵堂も撤去されて人々の立ち入りが禁止された。この地蔵堂は、本墳から南へ150メートルほどはなれた順礼街道の旧道と新道の交わる場所に移されている。また、図の左手（北）芦ヶ池前の葛井寺方面からきた順礼街道が墳丘内で途切れていることもわかる。ただ、濠を通過していた道は南北をつなぐ渡り土手として残された。 『文久山陵図・図版解説』より



「荒蕪」図 地蔵堂（部分）



現在の地蔵堂



地蔵堂・新道・旧道



渡り土手（北側）



拝所 巡 1



渡り土手（南側）

清寧天皇陵の西側の道を通り、二つに分岐する右側の道を東へ進み、芦ヶ池の南側を通り外環状線（R170）の軽里南の信号を渡ります。



拝所前の道 二俣を右（東）へ



外環状線（R170）軽里南交差点 巡 2



寛延元（1748）年（羽曳野市史）

巡 3



昭和 23 年（1948.09.01）

国土地理院



令和 3 年（2021.06.01）

国土地理院

余談 芦ヶ池は羽曳野市軽里にあります。所有は藤井寺市、水利組合は野中水利組合になっています。

芦ヶ池は、池床が軽墓村の村域内にありながら、池水は軽墓村と野中村との共同利用となっていました。このため水利権をめぐるしばしば紛争がおきたので、それを解決・防止するために中堤を築いて、池を「軽墓村池」と「野中村池」に分割することになったのです。寛延元（1748）年の絵図は、中堤を築いた際に作成されていますが、野中村と軽墓村の水論争はこれ以降も繰り返されており、昭和52年の裁判で和解し現在に至っています。外環状線（R170）はこの中堤の部分を通っています。

外環状線を渡り、やや北方向へ進むと右手に白鳥陵古墳の拝所入口が見えてきます。



白鳥陵拝所 巡 4

白鳥陵拝所前をさらに北へ進むと、軽里南の四つ辻に出ます。ここで巡礼街道は二つのルートに分かれます。竹内街道とも合流しますが、左折し西へ向かうルート为本線（近道・西ルート）、直進して北へ向かうルートを別ルート（東ルート）と呼ぶことにします。



西面
設
巡 5

① 巡礼街道と竹内街道の合流部分に立てられているが、上部が欠損し、西面の基底部に「設」の一字が残るのみとなっている。大正年間に大阪皇陵巡拝會が建立した御陵案内道標と思われる。西面基底部以外は不明。

四つ辻を左折し西へ進むと、右側に浅野家住宅（旧オキナ酒造場）があります。天保6（1835）年創業、平成15（2003）年に廃業した酒蔵の跡地ですが、現在交流スポットとしてリノベーションを始めていたのですが、何故か工事がストップしています。



2020.02



1999.09

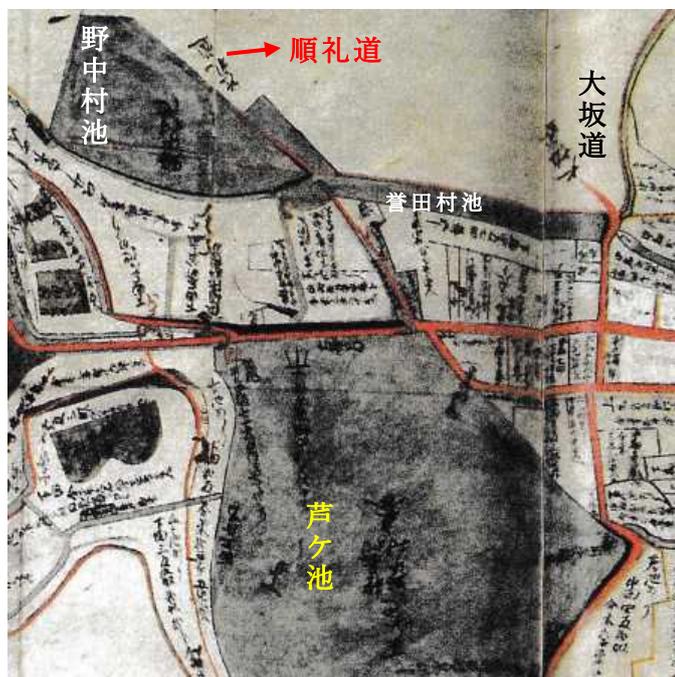


2024.04



巡6

まだのこっていた「白鳥」



軽里の集落は、昭和5（1930）年までは「軽墓」と呼ばれていた。この絵図は延宝5（1677）年に作製されたと思われるが、絵図名は記載されていない。絵図の中央部北端には、細池が描かれている。中央部の「芦ヶ池」の中には何ら線が引かれていないから、軽墓領と野中領に分割される以前の状況が、この絵図からわかる。また、北西隅近くの池は「野中村池」となっており、これが現在の上田池に相当することは明らかである。この「野中村池」の北東側で、推定古市大溝跡との間に引かれた赤線には、「順礼道」と記載されている。

羽曳野市史

軽里旧村絵図部分・延宝5（1677）年 羽曳野市史

浅野家住宅（旧オキナ酒造場）前を西へ進むと右手に「軽羽迦（かるはか）神社」があります。



巡 7

軽羽迦神社

軽羽迦神社を過ぎ、やや北向きに進むと白鳥通りに出る。軽里墓地への参道の西北隅に道標が立っている。ここには「順礼街道※」の説明板も設置されている。

※日本では順礼・遍路・廻国も巡礼と同義に使われるが、順礼とは厳密には観音霊場の巡拝をさす。
平凡社百科事典



白鳥通りに入る、左から竹内街道

「順礼街道」案内板と道標

巡 8



南面・正面		西面・左側		北面・裏面
左	右	世話人	さ	天保四癸巳年二月建立
さ	ふ	当村	か	
か	ぢ	仁右衛門	い	
い	る		丸市	
道	寺			



② 旧竹内街道である国道 166 号線と、軽里墓地への参道の交差点の西北隅にある。この参道は、かつて葛井寺へ至る順礼街道の一部であった。この道標は、天保 4（1833）年 2 月に、軽墓村（現軽里）の仁右衛門が世話人となり、堺の料理屋丸市が造立したものである。

巡 8



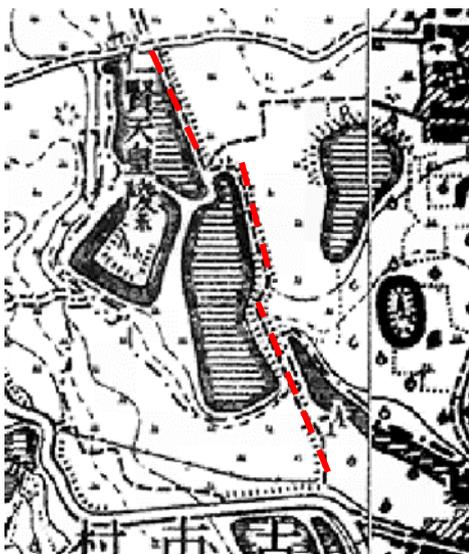
順（巡）礼街道案内板

巡 8

観世音菩薩への信仰に基づいて、観音像を安置する各地の寺院を拝して巡ることは、平安時代の末に始まり、主に僧や修験者、貴族などによって行われていました。江戸時代になると観音の功德にあずかることを願う庶民の間でも、観音霊場を参拝してまわる巡礼が盛んになりました。～中略 第4番 檜尾山施福寺（和泉市）より第5番 紫雲山葛井寺へ行く近道が、羽曳野市の尺度から軽里付近を通過しており順（巡）礼街道と呼ばれ順礼の人々に利用されていました。～後略

案内板内容

この道標から先の道は、外環状線（R170）建設により大きく変化していますが、明治41年の則図で昔の道の名残を見ることができます。赤点線部分



明治41年則図



1946/06/06(昭21)



軽里旧村絵図部分・延宝5（1677）年にも描かれていましたが、軽里墓地参道から、推定古市大溝跡に沿って上田池、下田池の堤防上を通過して行く。昭和23年の航空写真では明治41年則図と下田池の形は大きな変化はないが、外環状線（R170）建設により池の形が変化しています。



上田池、下田池の東堤上を北へ向かう。



古市大溝跡は上田池の一部と下田池堤の東側。

巡 9

下田池堤上の巡礼街道を北へ進むと、左手に道標が立っている。道標の内容を記載した案内板が下田池堤下に掲示されています。



南から

巡10

北から



南面



北面

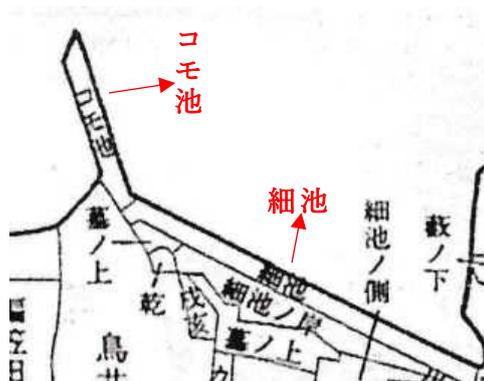
南面	東面	北面	西面
すぐ 大坂	左 かうや山 まきの尾	左 なら 郡山 右 さかい	辞世

辞世
河内なる野中にすめる月影と
ともに行くべし西のみくに、
かねてよりちかひ船も法の身の
弥陀の浄土にわたるうれしさ
釈教意信士
文化十一年甲戌十月三日死



案内板

巡10



③ 軽里の墓地から菰池・上田池・下田池の堤防を通り葛井寺に至る近道と、下田道との交点に立てられた道標で、三十三カ所の順礼者を対象にただけではなく、下田道を経由して諸街道の案内も刻む。西面には「釈教意信士」の和歌が二首あり、文化11（1814）年に没した同人の供養のために、造立されたことがわかる。

巡礼街道（近道）はここから更に北へ向かいますが、現在は街道が通っていた痕跡を見ることは難しくなっています。昔の絵図等で確認したいと思います。

一旦、ここで前編を終了し、別ルートを紹介と併せて後編へ続きます。

(2024.5 中村)